

令和3(2021)年3月8日

公的統計の整備に関する基本的な計画の別表の検討状況等
(毎月勤労統計調査)

項目	具体的な措置、方策等	実施時期	令和2年度中の検討状況又は進捗状況等
1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進 (1) 基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実	毎月勤労統計について、令和4年(2022年)1月のローテーション・サンプリングへの全面移行に向け、実査機関とも十分に連携し、着実かつ円滑に取組を推進する。また、その間の結果公表について、移行期間である旨の説明を入れる等、利用者の混乱を招かないよう配慮するとともに、継続標本による参考指標を平成30年度(2018年度)以降も継続して公表する。	令和4年(2022年)1月までに実施する。	令和4年(2022年)1月のローテーション・サンプリングへの全面移行に向け、現在移行期間中である。また、入替え方法を変更したことについての説明資料をホームページに掲載するとともに、継続標本による参考指標も公表を続けている。 また、更なる精度向上に向けて、厚生労働統計の整備に関する検討会の下にワーキンググループを立ち上げ、今後検討を行う予定。
ア より正確な景気判断に資する基礎統計改善及び国民経済計算の加工・推計手法の改善等	毎月勤労統計について、本調査の母集団を事業所母集団データベースの年次フレームに変更するに当たって、標本抽出方法や復元方法を検討する。	平成30年度(2018年度)から実施する。	平成30年(2018年)からローテーション・サンプリングを導入している(現在移行期間中)。これに伴い、調査の母集団として事業所母集団データベースを用い、毎年最新の母集団を用いるようにしており、また、抽出率逆数を用いた復元処理を行っている。 また、毎月勤労統計調査においては、全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたが、令和元年6月分調査から全数調査を実施するとともに、復元に必要なデータ等が存在しないため再集計を行うことができなかった平成16～23年の結果について「時系列比較のための推計値」を作成して公表した。
2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備 (3) 働き方の変化等をより的確に捉える統計の整備	労働力調査及び毎月勤労統計調査について、両調査の調査方法や調査事項の相違点を整理した上で、集計表における労働者区分や用語の対応関係等を両調査のウェブサイト等において明確にするとともに、利用者の利便性向上に向け、両統計の活用には資する有用性の高い情報の提供等に関して具体的な方策を検討し、情報提供の充実に努める。	平成30年度(2018年度)から実施する。	平成30年度(2018年度)に毎月勤労統計調査のウェブサイトにおいて、両調査の調査方法や調査事項の相違点、就業者・常用労働者などの用語の定義の対応関係を整理し掲載した。また、両調査の労働時間の算出方法や比較を行う際の留意点を掲載した。

公的統計の整備に関する基本的な計画の別表の検討状況等
(国民生活基礎調査)

項目	具体的な措置、方策等	実施時期	令和2年度中の検討状況又は進捗状況等
<p>2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備</p> <p>(1) 人口減少社会の実態をより的確に捉える統計の整備</p>	<p>国民生活基礎調査の非標本誤差の縮小に向けた更なる取組として、本調査及び国勢調査の調査対象世帯に係る属性等の比較・検証に加え、本調査結果及び国勢調査結果の乖離縮小に向けた検討や、回収率向上方策の検討を推進する。</p>	<p>令和元年(2019年)調査の企画時期までに結論を得る。</p>	<p>回収率の向上方策として、令和元年(2019年)調査において回収率の比較的低い地域を中心に郵送回収を導入し令和2年(2020年)調査では全面導入予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から調査を中止したため、全国的な効果の検証は、令和3年(2021年)調査において行う予定。</p> <p>また、結果精度向上に向けた推計方法の見直しのため、「厚生労働統計の整備に関する検討会」の下に「国民生活基礎調査の改善に関するワーキンググループ」を設置し、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の世帯数の将来推計」を用いた層別の拡大乗数に基づく推計方法について検討を行った。本ワーキンググループにおいて、「世帯票」、「健康票」及び「介護票」については、現行の推計方法に変えて新たな推計方法を採用することについて、検討の余地がある。一方、「所得票」及び「貯蓄票」については、現行の推計方法を変えてまで新たな推計方法を採用すべきという積極的な根拠を得られなかったとの結論となる見込み。※</p> <p>ただし、新型コロナウイルス感染症による社会情勢の変化等が調査結果に影響を与えるものと考えられること、また、政策への影響等も考慮する必要があることから、世帯票、健康票及び介護票の推計方法の見直しについては、実施時期等を含め慎重に検討する必要がある。</p>
	<p>国民生活基礎調査における調査単位区の設定に係る準備調査等の在り方等について、調査業務全般の効率化や調査方法の改善を図る観点から検討する。</p>	<p>令和元年(2019年)調査の企画時期までに結論を得る。</p>	<p>調査業務の効率化を図る観点から、以下の対策を講じることとする。</p> <p>① 実務説明動画DVDの作成(令和3年(2021年)調査から実施) 調査員の実務に関する説明用動画DVDを作成し、保健所等へ配布することにより、従来、保健所等において調査員を対象に開催している説明会について当該DVDを活用することにより効率化・負担軽減が図られる。</p> <p>② コールセンターの設置(令和3年(2021年)調査から実施) 4月中旬の準備調査開始から調査期間中、コールセンターを設置し、従来、保健所等が実施していた調査員や対象世帯の照会対応等をコールセンターで実施することにより、保健所等における調査事務の効率化・負担軽減を図る。</p> <p>③ オンライン回収の導入(令和4年(2022年)調査から実施) 政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを活用したオンライン回収を導入し、従来からの調査員回収と併用して調査を実施する。 オンラインによる回答は直接国に送信されるため、オンラインによる回答が増えれば増えるほど、保健所等における調査事務や調査員業務の効率化・負担軽減が図られる。</p>
	<p>国民生活基礎調査のオンライン調査について、非標本誤差の縮小に向けた取組結果等も踏まえつつ、その導入可能性を引き続き検討する。</p>	<p>令和元年(2019年)調査の企画終了後に実施する。</p>	<p>オンライン調査の導入については、「厚生労働統計の整備に関する検討会」の下に「国民生活基礎調査の改善に関するワーキンググループ」を設置し、調査系統及び調査時期との関係や現行の5種類ある調査票の再編など調査計画全体の見直しも含め検討を行った結果、現行の調査方法を基本としつつ令和4年(2022年)からオンライン調査を導入する予定。</p> <p>ただし、5種類の調査票を用いて、年2回、保健所又は福祉事務所と異なる機関を経由して調査を実施するという本調査の特殊性を考慮すると、予見できない要素によるリスクも考えられるため、令和4年(2022年)調査は、一部の調査地区から先行的に導入し、課題等を整理しながら令和5年(2023年)調査から全国導入予定。</p>
	<p>国民生活基礎調査における推計方法の検討状況や結果精度等について、情報提供の一層の充実を図る。</p>	<p>平成30年度(2018年度)から実施する。</p>	<p>ホームページにおいて、「国民生活基礎調査の改善に関するワーキンググループ」における結果精度向上に向けた推計方法の見直しの検討状況として、会議資料や議事録を公開した。</p> <p>また、引き続き、標本設計に関する情報として層化抽出に関する情報を、非標本誤差に関する情報として、非回答を減じるための対応、集計上の対応、誤差の説明、誤差を減じるための対応に関する情報を公開している。</p> <p>さらに、令和2年(2020年)度においては令和元年(2019年)調査結果の世帯票について地域ブロック別及び市郡別による回収率を公開した。</p>

※令和3年3月8日午前中の「国民生活基礎調査の改善に関するワーキンググループ」での議論を踏まえて必要な修正を行う予定。

公的統計の整備に関する基本的な計画の別表の検討状況等
(人口動態調査)

項目	具体的な措置、方策等	実施時期	令和2年度中の検討状況又は進捗状況等
<p>2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備</p> <p>(1) 人口減少社会の実態をより的確に捉える統計の整備</p>	<p>人口動態調査の外国人が一定規模以上居住する市区町村における市区町村別の外国人集計について、集計可能性を検討する。</p>	<p>可能な限り早期に結論を得る。</p>	<p>「外国人が一定規模以上居住する」の基準、秘匿措置の範囲等を検討したところであるが、市区町村別になると客体数が少なく、数値のない表が多くなるため、都道府県別や市別に表章することに加え、各事象の発生件数について市区町村別に表章する見直し案を作成した。あわせて、様々な方面から幅広い意見を聴取するため、令和2年(2020年)1月8日から2月10日までの約1か月間、厚生労働省ホームページにおいて見直し案について意見募集を行った。いただいた意見を踏まえ調査計画に反映し、令和3年(2021年)1月26日(火)付け総務大臣の承認を得た。令和3年(2021年)確定数公表から適用する。</p>
	<p>人口動態統計における調査票情報の提供について、テキスト形式による提供を開始する。</p>	<p>平成30年(2018年)調査から実施する。</p>	<p>紙の調査票で報告された場合はパンチ入力によりテキスト化しており、平成30年(2018年)データからテキスト形式による提供を開始している。</p>
	<p>人口動態調査について、作成事務の更なる効率化に向けたオンライン報告システムの機能追加・改修に引き続き取り組む。</p>	<p>令和元年度(2019年度)中に実施する。</p>	<p>オンライン報告システムの利便性向上及びセキュリティ強化を図るため、次の取組を実施した。</p> <p>① J A V A (J R E) インストールを必要としない簡易な起動プログラムを実装した。</p> <p>② 操作方法、障害発生時に必要となる情報を入手しやすいようにオンライン報告システム専用ホームページの構成を見直した。</p> <p>また、作成事務の更なる効率化を図るため、調査票の送信漏れ防止等の改修を行った。</p>

公的統計の整備に関する基本的な計画の別表の検討状況等
(賃金構造基本統計調査)

項目	具体的な措置、方策等	実施時期	令和2年度中の検討状況又は進捗状況等
<p>2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備</p> <p>(3) 働き方の変化等をよりの確に捉える統計の整備</p>	<p>賃金構造基本統計について、毎月勤労統計との比較に関する技術的な検討や、その検討結果を踏まえた試算及び非回答の事業所の偏りによる非標本誤差の分析等を実施し、統計利用者に本調査の特徴を含めた情報を提供する。</p>	<p>平成30年度(2018年度)から実施する。</p>	<p>毎月勤労統計調査との比較では、同一事業所の個票を用いた比較の方法について検討している。また、非回答の事業所に関する対応として、賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループにおける検討及び統計委員会での審議を踏まえ、令和2年(2020年)調査から、母集団となる事業所数に対して有効回答事業所数の割合の逆数を乗じる推計方法に変更する。</p>
	<p>賃金構造基本統計調査における匿名データの提供について、政府全体での検討状況も踏まえ、匿名データ化の手法が確立している世帯調査の手法を準用できる可能性のある個人票の提供を優先的に検討する。</p>	<p>平成30年度(2018年度)から実施する。</p>	<p>本課題については、統計委員会企画部会において、「事業所のデータに係る匿名化等については、(中略)総務省統計研究研修所の支援を受けつつ、統計委員会において一定の結論を得ることとする。厚生労働省においては、この検討に積極的に参画するとともに、その結論が得られた後、改めて本調査における匿名データの作成・提供について検討することが望まれる。」とされたところ。現在、賃金構造基本統計調査の匿名データの作成について、匿名データ作成方法ワーキンググループ及び匿名データ有識者会議にて検討いただいております、当省もメンバーとして参加している。</p>
	<p>賃金構造基本統計調査について、調査の効率化に向けた調査方法の見直し及び公表の更なる早期化、回収率の向上策、調査対象職種の見直しや学歴区分「大学・大学院卒」、「高専・短大卒」の細分化について、試験調査の実施等により見直しの影響を検証しつつ検討する。また、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更や、オンライン調査導入に合わせ、抽出された事業所内の全労働者を調査することについての検討を進める。</p>	<p>令和2年(2020年)調査の企画時期までに結論を得る。</p>	<p>①調査の効率化に向けた調査方法の見直し及び公表の更なる早期化 令和2年(2020年)調査からは、郵送調査を基本としつつ、政府統計共同利用システムを利用したオンライン調査を実施するとともに、事業所単位での電子媒体による調査票の提出を可能とした。また、審査業務等の一部民間委託や従来の事業所票と個人票の統合により、調査業務の効率化を図ったところ。 上記の取り組み等を更に推進することにより、公表の早期化に引き続き取り組んでいく。</p> <p>②調査対象職種の見直し、学歴区分の細分化について 令和2年(2020年)調査からは、日本標準職業分類と整合性のある職種区分に変更するとともに、学歴区分の選択肢について、「大学・大学院」を「大学」及び「大学院」に、「高専・短大」を「高専・短大」及び「専門学校」に細分化するよう変更した。</p> <p>③回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更 令和2年(2020年)調査からは、母集団となる事業所数に対して有効回答事業所数の割合の逆数を乗じる推計方法に変更を行った。また、過去の調査結果との接続性の観点から、平成18年まで遡り、新たな推計方法による結果を公表・提供することとしており、準備が整い次第、順次、厚生労働省ホームページへ掲載する予定である。</p> <p>④抽出された事業所内の全労働者を調査することについて 令和2年(2020年)調査からは、報告者が希望する場合に、労働者個人に係る調査事項に関し、事業所内の全労働者について回答できるよう変更した。</p>

公的統計の整備に関する基本的な計画の別表の検討状況等
(社会保障費用統計)

項目	具体的な措置、方策等	実施時期	令和2年度中の検討状況又は進捗状況等
3 グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進	<p>社会保障費用統計について、OECD基準に加え、財源の国際比較が可能となるEU (ESSPROS) 基準に準拠した統計の作成について、EU統計局及び関係府省の協力を得て検討し、提供を開始する。</p>	<p>令和4年度(2022年度)までに実施する。</p>	<p>EU (ESSPROS) 基準に準拠した単年度(平成30年(2018年)度)の試行集計を行い、集計方法等について有識者の意見を聴取して検討を進めた。</p>
	<p>社会保障費用統計について、国際基準に準拠した地方公共団体の社会保障支出の総合的な把握に向け、社会保障関係費用に関する調査結果の活用や、単価に基づく推計等を検討し、改善を図る。</p>	<p>令和4年度(2022年度)までに実施する。</p>	<p>地方単独事業のうち主要な事業は総務省から提供を受けた「社会保障施策に要する経費に関する調査」の活用により決算値の計上が可能となったが、地方単独事業として実施される公営住宅家賃対策補助、災害救助費、救急業務費、学校保健等については、上記調査において把握されないために未計上又は決算値ではない地方交付税の単位費用に基づく推計値を使用している。これらについて、総務省へのヒアリングを行うなど情報収集・検討を進めた。</p>